資料 No.2

総合計画第５次基本計画

分野別計画
（めざすまちの姿９～12）

くらし部会

めざすまちの姿９

安全で快適な生活基盤が整っている

成果目標（５年後の到達目標）

公共交通不便地域の割合	橋梁の修繕措置完了率	水道基幹管路の耐震化率
（令和７年度） 6.8% （令和 13 年度）⇩ 4.4%	（令和７年度） 49% （令和 13 年度）⇩ 60%	（令和７年度） 44.8% （令和 13 年度）⇩ 52.4%

ＫＰＩ（重要業績評価指標）

指標名	基準値	R13 年度 目標値
市民１人当たりの公共交通利用回数	（令和７年度） 49.1 回/年	56.0 回/年
除雪オペレーターの確保数（累計）	―	10 人
河川整備率	（令和７年度） 88.7%	89.7%

９　安全で快適な生活基盤が整っている

（１）地域交通網の整備

現状と課題

●人口減少・少子高齢化が進む中、市民が安心・快適に暮らし続けられる都市構造の実現のため、過度に自家用車に依存することなく、市内を円滑に移動できる交通ネットワークを構築していく必要があります。

●高岡市では、鉄軌道や路線バスの維持・活性化と、これらを補完する住民主体の地域交通を拡大することで、持続可能で利便性の高い交通体系の実現を目指しています。一方で各運行主体では、収益の改善や、運転手等の担い手不足が課題となっています。公共交通の維持・充実を図るためには、行政、市民、民間事業者が一丸となって、それぞれの立場で支えていく必要があります。

●都市の活性化と市民生活の質の向上を実現するため、重要な社会基盤である生活道路の整備を推進していく必要があります。

●これまでに整備した道路や橋梁等の社会基盤の老朽化が進む中、安全性・信頼性の確保のため、ライフサイクルコストの低減や効率的かつ持続可能な維持管理を進める必要があります。

●積雪が多い本市においては、降積雪期間における道路交通を確保し、道路の除排雪を維持継続していく必要があります。除雪の担い手や雪置場の確保といった課題に対応するため、地域と連携した除雪体制の強化を図る必要があります。

施策の展開

生活の中で公共交通を利用するライフスタイルの普及・浸透

〇公共交通の利便性の周知や利用促進に向けた取組を通じて、自家用車から公共交通へと市民意識の自発的変革を促します。

〇民間事業者や交通事業者と連携し、通勤をはじめとした生活移動の中に公共交通の利用を促す取組を推進します。

〇県や沿線市、交通事業者と連携し、公共交通を利用しやすい環境づくりを進めます。

交通資源のフル活用による市内の移動利便性の確保

〇市内の公共交通ネットワークが将来に渡って持続的に運行されるよう、交通事業者間の連携を図り、効率的な運行のあり方などについて検討を進めます。

〇交通事業者と連携し、都心エリアと各市街地エリアを結ぶ鉄軌道・バス路線の維持・強化に向けた取組を進めます。

〇住民が主体となって運行する市民協働型地域交通システムの取組を支援し、普及拡大を図ります。

生活道路整備の推進

〇生活道路や通学路の安全性、快適性の向上、災害時における緊急車両等の通行確保を図るため、地域住民との協働により、交通事情や地域の特性に応じた市道の改修、交差点改良等の整備を行います。

橋梁等の長寿命化の推進

〇今後急速に進行する橋梁などの道路施設の老朽化に対し、定期点検等を推進し、修繕などの対策を着実に実施します。これにより、予防保全によるインフラメンテナンスへの移行による橋梁等の長寿命化やライフサイクルコストの低減を図り、持続可能な維持管理を実現します。

雪と共生するまちづくりの推進

〇除雪体制の維持継続を図るため、除雪オペレーターの確保を図ります。
〇地元自治会等で組織する消雪管理組合に対し、消雪施設の設置・修繕に係る支援を行います。
〇自治会等が主体となって生活道路の除雪を行う地域ぐるみの除排雪活動を支援します。
〇効率的な除雪活動や安全性の確保のため、降積雪時の正しい行動を促すための意識醸成に取り組みます。

今後５年間の主な取組

生活の中で公共交通を利用するライフスタイルの普及・浸透	・モビリティ・マネジメントの推進　・パーク＆ライドの推進 ・城端線・氷見線の再構築（新型車両の導入等） ・万葉線の利用促進 ・あいの風とやま鉄道の利用促進
交通資源のフル活用による市内の移動利便性の確保	・公共交通の維持・発展に向けた協力体制の構築 ・路線バス等の再構築 ・骨格的公共交通の維持・強化 ・市民協働型地域交通システムの普及拡大
生活道路整備の推進	・市道の改修、交差点改良等の整備推進
橋梁等の長寿命化の推進	・高岡市橋梁長寿命化修繕計画の推進 ・高岡市トンネル長寿命化修繕計画の推進
雪と共生するまちづくりの推進	・除雪オペレーターの確保 ・民間消雪施設設置への助成 ・地域ぐるみ除排雪活動への支援

９　安全で快適な生活基盤が整っている

（２）上下水道の整備

現状と課題

●上下水道施設の多くが老朽化により更新の時期を迎えています。市民生活や産業活動を支える重要なライフラインである上下水道が利用し続けられるよう、適切な維持管理や更新に取り組む必要があります。また、災害時にも安定的に上下水道が活用できるよう、施設の耐震化など強靭な上下水道の構築が求められています。

●老朽化・耐震化による更新等の投資が増大している中、人口減少等に伴う料金収入の減少や物価高騰に伴う費用の増大など、厳しい経営環境に直面しています。将来にわたって上下水道を安心して利用していただけるよう、経営基盤の強化に取り組む必要があります。

●地球温暖化による局所的豪雨の増加や、市街地における農地の減少により湛水機能が低下し、浸水被害は年々増加する傾向にあります。雨水幹線の整備を推進するとともに、河川管理者、農業事業者、市民等と一体となって浸水対策に取り組む必要があります。

施策の展開

適切な維持管理及び更新・耐震化の推進

○日常での安定的な利用はもとより、災害時においては被災を最小限にとどめ、被災した場合にあっても迅速に復旧できるライフラインを目指すため、計画的な更新、耐震化、予防保全を中心とした維持管理の推進に取り組みます。

経営基盤強化に向けた取組の推進

○将来にわたり持続可能な事業経営を行うために、経費節減に努めるとともに、適切な料金設定に取り組みます。また、企業債残高の適正な管理、広域連携や官民連携の強化などによる経営の効率化にも継続して取り組みます。

浸水対策の推進

○市街地における床上・床下浸水被害軽減のため、雨水幹線整備等のハード対策や、市民への啓発活動など、ソフト対策にも取り組みます。

今後５年間の主な取組

適切な維持管理及び更新・耐震化の推進	・老朽施設の更新、耐震化、デジタル技術を活用した点検調査に基づく維持管理
経営基盤強化に向けた取組の推進	・財務体質強化のための新たな料金水準や料金体系の構築、水の官民連携（ウォーターPPP)の推進、料金システムの広域での共同利用、農業集落排水の流域下水道への接続
浸水対策の推進	・雨水幹線の整備、市民への浸水に対する自助や軽減策の発信

９　安全で快適な生活基盤が整っている

（３）河川・海岸の保全・整備

現状と課題

●庄川、小矢部川がもたらす豊かな水・自然環境は、人々の生活にやすらぎとうるおいを与えている一方、大雨などにより河川が増水すると、流域一帯に大きな被害が生じます。近年、激甚化・頻発化している水害に備え、河川改修を進めるとともに、国・県・市などの河川管理者と、企業・住民等を含めたあらゆる関係者が協働し、流域全体で水害を軽減させる取り組みが必要です。

●雨晴海岸や国分海岸は、海上に浮かぶ立山連峰の雄大な景観が見られる県内有数の景勝地であり、海辺は、良好な海水浴場となっています。一方、富山湾の特異な地形が関係し、冬期の波浪等による砂浜の侵食及び岩場の崩壊が進んでおり、快適で安全な海浜域の保全対策が必要です。

施策の展開

河川改修の推進

〇洪水による災害を未然に防ぐため、準用河川の計画的な改修整備を行うとともに、適正な管理に努めます。

〇小矢部川や庄川、地久子川、谷内川などの改修促進を国・県に働きかけていきます。

流域治水対策の推進

〇国及び沿川自治体や企業・住民等あらゆる関係者により集水域から氾濫域にわたる流域全体の治水を行う「流域治水」の取り組みを進めます。

海岸侵食防止対策の推進

〇海岸侵食の進む雨晴海岸の侵食防止対策を国・県に働きかけていきます。

今後５年間の主な取組

河川改修の推進	・準用河川の整備 ・庄川・小矢部川改修促進期成同盟会の開催及び要望活動
流域治水対策の推進	・国や県と連携した庄川・小矢部川の流域治水の推進
海岸侵食防止対策の推進	・海岸の保全・整備に向けた国県への要望活動

めざすまちの姿 10

活力ある都市機能が確立されている

成果目標（５年後の到達目標）

新高岡駅・高岡駅の利用者数	公示地価(商業地)※市内 12 地点	空き家バンク登録件数
（令和７年度） 12,119 人/日 （令和 13 年度）⇩ 14,000 人/日	（令和７年度） 68,300 円/㎡ （令和 13 年度）⇩ 67,000 円/㎡	（令和 13 年度まで） 380 件以上

ＫＰＩ（重要業績評価指標）

指標名	基準値	R13 年度目標値
都市計画道路整備率	（令和６年度） 83.5%	84.6%
伏木港における入港クルーズ船の総乗客定員数	（令和５～７年度平均） 12,205 人/年	18,000 人/年
居住誘導区域内人口の総人口に対する割合	（令和７年度） 44.9%	45.7%

10　活力ある都市機能が確立されている

（１）広域的な交通網の整備

現状と課題

●新高岡駅は北陸新幹線や高速バス路線などの広域交通基盤が整った広域交流拠点であり、更なる交流拡大を図るため、県西部地域や沿線自治体が一体となって利用促進策に取り組む必要があります。

●新高岡駅周辺の駐車場のニーズに対応するため、市営駐車場のほか、民間駐車場や既存施設との連携強化による駐車スペースを確保する必要があります。

●能越自動車道は、有料区間の料金所の統合により交通量が増加していますが、さらにインターチェンジ（ＩＣ）やアクセス道路整備など、利便性の向上に取り組む必要があります。また、高岡ＩＣ以北では暫定２車線であるため、事故渋滞対策が必要であり、管理者も高岡ＩＣを境に異なっており、一元管理による一体的かつ計画的な維持整備が求められています。

●東海北陸自動車道は、飛騨清見ＩＣから小矢部砺波ＪＣＴ間の４車線化事業が進められていますが、未着工区間の早期事業化が求められています。

●幹線道路の充実を図ることは、地域産業を物流面から支援するだけではなく、豪雨や豪雪、大地震等の災害時においても、被災地の迅速な復旧・復興、企業等の事業継続への支援に繋がることから、近隣都市へのアクセス強化、駅や高速道路のインターチェンジ、港へのアクセス向上など、広域的な道路網の整備を進める必要があります。

施策の展開

新高岡駅利用促進策の展開

〇県や関係自治体、関係団体と連携し、新高岡駅及び北陸新幹線の利便性向上に向けた取組を進めます。

〇城端線・氷見線の利便性向上や新高岡駅と飛越能地域を結ぶ高速バスの運行支援などを通じて、新高岡駅からの２次交通の充実を図ります。

〇新高岡駅の広域交通体系を活かし、民間事業者や交通事業者と連携して交流拡大に向けた取組を進めます。

〇新高岡駅利用者の駐車需要に適切に対応するため、民間事業者などと連携して駐車スペースの確保を推進します。あわせて高岡中央駐車場の利用を促進し、周辺の混雑緩和を図るとともに、適正な維持管理により、安心して使いやすい駐車場を確保します。

高速道路網の整備促進

○能越自動車道のインターチェンジやアクセス道路の整備を図るとともに、高岡ＩＣ～氷見ＩＣ間の４車線化及び国による一元管理のもと、一体的かつ計画的な維持整備や緊急時の機動的な運営管理など、利用者の利便性向上策の実施を国などに働きかけます。

○東海北陸自動車道の飛騨清見ＩＣ～小矢部砺波ＪＣＴ間において事業中の４車線化整備の促進及び飛騨トンネルを含む未着手区間の早期事業化を国などに働きかけます。

幹線道路網の整備促進

○広域交通結節点(駅、インターチェンジ、港等)へのアクセス道路の整備を図るとともに、高岡市と近隣都市を結ぶ道路や、地域間の連携を支える高規格道路高岡環状道路等の広域的な道路の整備を国などに働きかけます。

今後５年間の主な取組

新高岡駅利用促進策の展開	・新高岡駅の利便性の確保・向上 ・城端線・氷見線の再構築 ・広域交通体系を活かした誘客・送客の促進 ・新高岡駅周辺駐車場の利便性の向上
高速道路網の整備促進	・能越自動車道福岡パーキングエリアのインターチェンジ化に向けた整備の推進
幹線道路網の整備促進	・幹線道路整備の推進 ・都市計画道路下伏間江福田線の整備

10　活力ある都市機能が確立されている

（２）港湾の整備・活用

現状と課題

●伏木外港の利用を促進するため、船舶の大型化・多様化に対応した更なる港湾機能を強化するとともに、港湾施設の維持管理が必要となっています。

●万葉埠頭では新規に企業が進出されるなど土地利用が着実に進んでいるものの、港湾機能をより一層発揮するためには、更なる利活用の促進が課題となっています。

●伏木港は、物流や観光のみならず、災害時における太平洋側主要港湾の代替機能の一翼を担うことも期待されています。クルーズ船など多様な船舶による利活用が活発化するよう認知度を高め、企業や船会社に働きかけていく必要があります。

●伏木港に寄港するクルーズ船の乗船客が、市内の観光地を十分に周遊されていない状況です。市内の観光地の魅力やルートをわかりやすく伝え、市内周遊を促すための仕組み作りが必要です。

施策の展開

伏木外港の建設促進

〇万葉ふ頭の拡張及び港湾施設の維持管理を国・県に働きかけていきます。

ポートセールスの強化

〇伏木港の認知度を高め、多様な船舶による利活用が活発化するように、富山県や関係機関と連携し、ポートセールスの強化に取り組みます。

クルーズ船受入態勢の充実

〇クルーズ船の乗船客に、本市の歴史・文化資産や地域の特色ある特産品など、魅力あふれる観光資源を十分に周遊してもらうために、市内の歓迎ムードの醸成と案内の充実に取り組みます。

今後５年間の主な取組

伏木外港の建設促進	・港湾の整備活用に向けた国県への要望活動 ・伏木外港建設促進期成同盟会の開催及び要望活動
ポートセールスの強化	・船会社、旅行会社へのＰＲの推進
クルーズ船受入態勢の充実	・クルーズ船客へのおもてなしの強化

10　活力ある都市機能が確立されている

（３）都市機能の保全・活用

現状と課題

●人口減少、少子高齢化の進行を見据え、公共交通を軸とした集約型の都市構造（コンパクト・アンド・ネットワーク）を目指しています。新高岡駅から高岡駅、中心市街地を含む都心エリアは、特性に応じた機能を誘導し集約していく必要があります。

●中心市街地の活力を高めるために、まちなかで滞在・交流できる環境を整え、公民連携により日常的な賑わいを創出して、エリア価値を向上する必要があります。

●新高岡駅周辺やインターチェンジ周辺などにおいては、都市基盤を有効に活用した計画的な土地利用を目指す必要があります。また、市街化調整区域においても必要な場合には、良好な居住環境の形成と計画的な土地利用が求められます。

●自分らしく暮らせる良質な住まいづくりと誰もが安心して住み続けられる住環境づくりの推進に努める必要があります。

●本市の市営住宅の約７割が築 30 年以上を経過しています。また、人口減少社会において、市営住宅等の住宅戸数の過剰供給が懸念されることから、これらの状況を踏まえて適切に維持管理していくことが必要です。

●公園や緑地は、市民の憩いとやすらぎの場であるとともに、災害時における避難場所など、多面的な機能を担っています。持続可能な公園となるためには、市民・企業・行政による協力体制を構築するとともに、民間資金やノウハウを活用した維持管理が求められています。

施策の展開

コンパクト・アンド・ネットワークの推進

〇新高岡駅周辺は、広域的な交通結節点としての機能強化を図るため、交流・観光機能を中心とした高次都市機能の維持・誘導を図ります。

〇駅周辺の環境整備など公共交通の維持・活性化につながるまちづくりに取り組みます。

〇土地の流動化を図るため、地籍調査を推進するとともに、高岡駅周辺の賑わい創出と拠点性を高めるため、民間の再開発手法等による共同住宅や都市機能誘導施設の整備を支援します。

〇居住誘導区域内での住宅の取得及び改修等への支援に取り組みます。

ウォーカブルなまちづくりの推進

〇日常的な賑わい創出のため、道路空間の再構築と活用に必要な制度の柔軟な運用を図ります。

〇公民連携によるまちづくりを推進するため、まちの将来像を描き、エリアマネジメントを行うまちづくり団体との連携を図ります。

計画的な土地利用の推進

〇インターチェンジや鉄道駅などの公共交通沿線においては、都市機能や業務機能の集積、良好な住環境の保護、優良農地の保全など、それぞれの地域の特性に応じた土地利用を図ります。なお、市街化調整区域においては、良好な農地を保全しつつ、都市計画における諸制度を活用し、良好な居住環境の形成と計画的な土地利用を進めます。

魅力ある住環境づくりの推進

〇自分らしく暮らせる良質な住まいの確保と、誰もが安心して住み続けられる住環境の実現のための支援に取り組み、住宅の性能向上や既存住宅の活用を推進するとともに、災害に対応する安全な住宅への改修等を推進します。

〇市民の住生活の安定を図るため、市営住宅の計画修繕・改善事業推進に取り組みます。

緑化の推進と保全

〇市民協働による維持管理と民間資金等を活用した管理運営により、持続可能な公園等を目指します。

今後５年間の主な取組

コンパクト・アンド・ネットワークの推進	・公共交通と連動したまちづくりの推進 ・地籍調査の推進　・高岡駅前東地区等の整備の推進 ・快適な生活環境の創出
ウォーカブルなまちづくりの推進	・歩きたくなる空間の創出 ・道路空間の利活用に向けた社会実験の実施 ・まちづくり団体への支援体制の構築
計画的な土地利用の推進	・公共交通と連動したまちづくりの推進（再掲）
魅力ある住環境づくりの推進	・安全・安心で快適な住環境の推進 ・空き家の適正管理と利活用の推進 ・廃止団地の用途廃止　・継続管理団地の住戸改善
緑化の推進と保全	・市民協働による公園等の維持管理の推進 ・民間活力や財源を活用した公園等の管理運営 ・おとぎの森公園の魅力向上

めざすまちの姿 11

安心して生活できる環境がある

成果目標（５年後の到達目標）

主体的に防災活動に取り組んでいる地区数	交通人身事故件数	最終処分量
（令和８年度） （算定中） ⇩ （令和 13 年度） 36 地区	（令和７年度） 375 件/年 ⇩ （令和 13 年度） 375 件/年以下	（令和７年度） 6,589 トン ⇩ （令和 13 年度） 5,930 トン以下

ＫＰＩ（重要業績評価指標）

指標名	基準値	R13 年度 目標値
地区防災計画の作成地区数	（令和７年度） ５地区/36 地区	36 地区/36 地区
住宅の耐震化率	（令和５年度） 84.0%	90.0%
消費者トラブル出前講座、啓発活動実施数	（令和７年度） ６回/年	12 回/年
防犯カメラ設置台数	（令和７年度） 24 台/年	25 台/年
救命講習修了者数	―	2,700 人/年以上
環境啓発拠点年間入館者数	―	20,000 人/年
ごみの排出量	（令和７年度） 53,292 トン/年	47,260 トン/年

11　安心して生活できる環境がある

（１）防災・減災対策の充実

現状と課題

●近年、全国各地で災害が激甚化、頻発化しています。災害から市民の生命や財産を守るため、令和５年７月の線状降水帯による豪雨や令和６年能登半島地震などの過去の災害から得られた教訓を踏まえて、官民が連携し、災害への備えを強化する必要があります。

●阪神・淡路大震災や東日本大震災などの大規模災害では、「自助」「共助」により多くの命が助かりました。人口減少、少子高齢化が進む中で、市民一人ひとりの防災意識を高め、地域において互いに助け合う体制づくりが必要です。

●局地的豪雨や都市化の進展などにより、洪水や土砂災害などの危険が高まっています。激甚化・頻発化する災害にも強いまちづくりが求められています。

施策の展開

市の防災体制の強化

○大規模な災害に備えて、地域全体で効率的、効果的に防災力の向上を図るため、富山県や呉西６市と連携し、広域避難や応援体制の構築などの広域防災を推進します。また、関係機関や民間事業者等との災害対応に係る連携体制の強化に努めます。

○市民が安全・安心に避難できる環境を確保するため、適正な避難所の配置、計画的な備蓄の推進、避難所の環境整備に努めます。

○災害対応の迅速化・効率化、防災情報の迅速な提供に努めるため、デジタル技術を活用し、情報収集・共有体制の強化に取り組みます。

市民の防災意識の向上

○総合防災訓練や出前講座の実施、ハザードマップなどの活用により、市民に災害リスクや適切な避難行動について伝え、市民一人ひとりの防災意識の向上を図ります。

○こどものうちから防災に関心を持ち、正しい知識を身に付けることができるよう、こども向け出前講座やデジタル防災ガイドの活用により、こどもの防災教育を推進します。

地域の防災力の向上

○自主防災組織や防災士、民生・児童委員や消防団など幅広い関係者が参画・連携した、地域の主体的、継続的な防災活動を促すため、地区防災計画の作成及び計画に基づく防災活動を支援します。

○地域における自立した防災活動や災害時に地域ぐるみで要配慮者を含む地域住民を支える基盤をつくるため、自主防災組織や防災士の育成に努めるとともに、福祉関係者などとの連携を促します。

○市、地域、施設管理者が連携し、円滑に避難所を開設・運営するため、合同での避難所現地確認の実施、地域の避難所訓練に対する支援を行います。

災害に強いまちづくりの推進

〇従来の防災・減災の枠を超え、まちづくり、人づくりを含めた総合的な対応を行うため、高岡市における国土の強靭化に必要なインフラ整備などを推進します。

〇地域の防災力を高めるため、令和６年能登半島地震の影響で液状化による被害が大きかった地区を対象に、再度災害防止の観点から、「道路と宅地の一体的な液状化対策」を実施し、同規模の地震が発生しても被害が小さくなるよう対策に取り組みます。

〇がけ崩れや地すべりなどの災害から住民の生命・身体・財産を保護するため、土砂災害防止対策事業の整備促進を県に働きかけるとともに、小規模急傾斜地崩壊防止対策を計画的に実施します。

〇浸水被害を未然に防止するため、直轄河川や中小河川の改修整備を国、県に働きかけるとともに、準用河川の改修整備を図ります。

〇地震発生時の被害を最小限に抑えるため、旧耐震の住宅の耐震改修に対する支援や、避難路に面する危険なブロック塀の撤去に対する支援に取り組みます。

〇災害時の緊急車両の通行確保や、電柱の倒壊による都市災害防止のため、緊急輸送道路や無電柱化の整備を促進します。

〇市街地における床上・床下浸水被害軽減のため、雨水幹線整備等のハード対策や、市民への啓発活動など、ソフト対策にも取り組みます。

〇農地などの溢水被害を解消し、安全安心な農村環境づくりに向けた事業を促進します。

今後５年間の主な取組

市の防災体制の強化	・広域防災連携事業の推進 ・避難所の確保 ・避難生活環境の改善
市民の防災意識の向上	・総合防災訓練の実施 ・ハザードマップなどの普及啓発 ・防災教育の推進
地域の防災力の向上	・地区防災計画の推進 ・自主防災組織の取組に対する支援 ・防災士の養成・育成
災害に強いまちづくりの推進	・国土強靭化施策の推進　　・液状化対策の推進 ・小規模急傾斜地における崩壊防止対策 ・準用河川の整備　　・住宅の耐震改修に対する支援 ・危険なブロック塀の撤去に対する支援 ・緊急輸送道路の整備促進　　・無電柱化の整備促進 ・農地防災事業の促進 ・雨水幹線の整備推進

11　安心して生活できる環境がある

（２）交通安全・防犯・消費者保護対策の充実

現状と課題

●高岡市の交通事故件数は減少傾向にありますが、高齢者が関係する事故が高い傾向にあります。高齢者や児童生徒の事故防止を図るため、市民の交通安全意識の高揚を図るとともに、歩行者や自転車に優しい道路環境整備や交通安全対策を進める必要があります。

●高岡市の特殊詐欺等の犯罪は後を絶たない状況にあり、その手口は巧妙化・高度化し続けています。安心して暮らせる住み良いまちをつくるために、市民一人ひとりの防犯意識の向上、防犯関係機関・団体と連携した防犯活動の促進など、犯罪の起こりにくい環境を整備することが求められています。

●オンラインでの取引や新しいサービスが生まれ続ける現代社会においては、消費者をめぐる環境は複雑化・多様化しており、悪徳商法やインターネットの利用によるトラブルも多くなっています。消費者トラブルの未然防止に向けた消費者教育や情報提供等を充実させる必要があります。

施策の展開

交通安全対策の推進

〇交通関係機関・団体との連携のもと、交通安全教育を推進するとともに、市民総ぐるみでの交通安全運動を実施し、交通安全意識の普及・啓発に努めます。また、交通安全対策の推進や交通安全意識の高揚等を図るための交通関係団体の取組を支援します。

〇高岡市通学路交通安全プログラムを推進し、安全確保に努めます。

防犯対策の推進

〇安全なまちづくりの実現に向け、屋外の公共空間での犯罪を抑止するため、自治会等が実施する防犯対策を支援します。また、関係団体が実施する防犯対策の推進や防犯意識の高揚等を図るための取組を支援します。

消費者保護対策の推進

〇より多くの市民が正しい知識を身につけ、自ら考え判断し行動できるよう、出前講座や啓発活動などの消費者教育に引き続き取り組むとともに、広報紙やＳＮＳ等を通じた情報発信を行うなど、正しい知識の情報提供に努めます。

今後５年間の主な取組

交通安全対策の推進	・高齢者や児童生徒対象の交通安全教室 ・高岡市通学路交通安全プログラムの推進
防犯対策の推進	・地域が設置する見守りカメラに対する支援 ・高岡市安全なまちづくり推進センターと連携した啓発活動
消費者保護対策の推進	・消費生活センターの運営 ・消費者保護に関する出前講座や啓発活動の推進

11　安心して生活できる環境がある

（３）消防力の充実強化

現状と課題

●人口減少の進行により、人的・物的な資源が限られる一方で、激甚化・頻発化する自然災害等への警戒が必要な状況にあることから、今後も人的・物的な資源を有効活用し、将来にわたって持続可能な消防体制を整備・確立していく必要があります。

●全国では、建物火災による死者の約９割が、住宅火災により発生している状況であることから、本市においても住宅防火対策の一層の推進を図る必要があります。また、火災発生時において被害が拡大するおそれが高い密集市街地や多くの人が利用する建物等に対する防火安全対策を推進していく必要があります。

●高齢化の進行、熱中症患者の増加、感染症の流行等による救急需要の増大や多様化が進んでいます。また、火災、交通事故、水難事故に加え、近年増加している地震、土砂災害、浸水等の災害に伴う救助需要の増大にも対応するため、救急・救助体制の充実強化を図る必要があります。

施策の展開

消防力の充実強化

〇人口減少、高齢化の進行、大規模災害の激甚化・頻発化、感染症の拡大等の社会環境の変化に的確に対応するため、消防施設及び機械器具の整備を進めるとともに、消防力の維持・強化のための消防体制の構築に取り組みます。

〇地域の防災力の中枢をなす消防団の充実強化は、地域消防・防災力の向上に必要不可欠です。消防団の活動環境の整備や処遇改善を進め、消防団員の確保と活動力の向上に積極的に取り組み、消防団の活性化を推進します。

火災予防の推進

〇市民の安全・安心な暮らしを支える防火情報等を積極的に発信するとともに、防火講習会の開催、住宅用火災警報器の設置促進及び維持管理等、住宅防火対策を積極的に推進し、住宅からの死傷者の低減と火災の減少に取り組みます。

〇建物火災の危険性を減らすための効果的な立入検査の実施と、違反是正の強化に努め、火災予防を推進します。

救急・救助体制の充実強化

〇市民を対象とした救命講習会の充実、応急手当の普及啓発など、救命率の向上に資する取り組みを推進します。

〇複雑化、増大する救急需要に対応するため、救急救命士の計画的な育成と救急業務の質の維持向上に取り組みます。また、職員の能力向上と資機材等の計画的な整備に取り組みます。

今後５年間の主な取組

消防力の充実強化	・消防施設及び機械器具の整備 ・消防の広域連携 ・消防団の活性化
火災予防の推進	・火災予防対策の推進
救急・救助体制の充実強化	・救命講習会の開催 ・応急手当の普及啓発

11　安心して生活できる環境がある

（４）循環型社会の構築

現状と課題

●社会経済活動や日常生活のあり方次第では、大気や水環境の汚染、騒音といった問題が生じ、ひいては市民生活に影響を及ぼす可能性があります。市民が安心して暮らせる良好な環境を守るため、これらの環境保全と対策に的確に取り組む必要があります。

●大量に生産・消費・廃棄を行なう線形経済から、資源循環経済へ移行することが求められる中、市民、事業者、行政が一体となった共働体制で、ごみの発生抑制、最終処分量の削減、リサイクル等による資源の循環的利用等に取り組む必要があります。

●地球温暖化の進行に伴う気候変動や、海洋プラスチックごみによる海洋汚染などの環境問題は、人類をはじめ地球上の全ての生物に深刻な影響を及ぼす問題となっています。本市においても、市民一人ひとりが環境問題や環境学習に意識的に取り組み、環境とのつながりを意識したライフスタイルに転換する必要があります。

●国においては、地球温暖化対策計画に基づき 2050 年カーボンニュートラルの実現を目指しています。本市においても、省エネなど脱炭素を意識したライフスタイルへの転換、ものづくり技術の活用、脱炭素社会に対応する循環経済（サーキュラーエコノミー）への展開等について、市民、事業者、行政が連携して取り組む必要があります。

施策の展開

環境保全の推進

〇大気、水質、騒音、振動、悪臭、地下水等についての現況把握と、主な発生源となる公害防止協定を締結している企業やその他の工場、事業所の監視・指導体制の充実に努めるなど、安全・安心な生活環境づくりを進めます。

持続可能なごみ処理体制の推進

〇天然資源の消費を抑制し、環境への負荷をできる限り低減することを通じて、サステナブル社会の実現に向けた取り組みを推進します。

〇プラスチック資源循環促進法・小型家電リサイクル法などの関係法令に則った資源化処理を推進します。

〇新たな資源化策に資するリサイクル等の先進事例を調査・研究し、新たな資源化策を導入するほか、埋立完了が近づいてきている埋立処分場の施設整備を進めていきます。

環境保全意識の高揚と環境共生の推進

〇市民、事業者、行政がそれぞれ環境問題に対する理解と認識を深め、自らの手で環境を保全しようとする意識を醸成することにより、自然保護と環境保全意識の高揚を図ります。

カーボンニュートラルの推進

〇脱炭素の推進に取り組みながら市民生活の質の向上を実現するために、脱炭素先行地域において、大口電力需要施設の省エネ改修やオフサイトＰＰＡの導入を促進し、二酸化炭素排出量の削減に取り組みます。

〇住宅用太陽光発電の普及など、家庭で取り組む地球温暖化対策を推進します。

〇脱炭素社会の重要性を広く周知し、具体的な行動を促す情報を発信するため、中心市街地に環境啓発拠点を整備します。また、拠点の整備により、新たな人の流れを生み出し、交流を促進することで、地域の魅力向上とにぎわい創出を図ります。

今後５年間の主な取組

環境保全の推進	市内の大気、水質、騒音、振動、悪臭等の環境監視の実施
持続可能なごみ処理体制の推進	減量化・資源化の促進、資源化処理の推進、埋立処分場の整備
環境保全意識の高揚と環境共生の推進	こどもエコクラブ事業の推進及び環境体験学習の機会の拡大
カーボンニュートラルの推進	脱炭素先行地域推進事業の推進 脱炭素社会づくり事業の推進 環境啓発拠点の整備

めざすまちの姿 12

市民・団体・企業のつながりによる新しい地域社会が形成されている

成果目標（５年後の到達目標）

包括連携協定に基づく取組事業数	多機能地域自治組織の数
（令和７年度） 28 事業/年 ⇩ （令和 13 年度） 40 事業/年	（令和７年度） ３組織 ⇩ （令和 13 年度） 15 組織

ＫＰＩ（重要業績評価指標）

指標名	基準値	R13 年度 目標値
まちづくり出前講座の参加者数	（令和７年度） 5,800 人/年	6,000 人/年
多文化共生に係る研修会等の参加者数	（令和５～７年度平均） 67 人/年	100 人/年
行政手続等のオンライン申請件数	（令和７年度） 21,448 件/年	28,700 件/年
ＤＸ推進リーダー養成研修の受講者数（累計）	―	200 人
人権教室、講演会の参加者数	（令和７年度） 665 人/年	700 人/年
実質公債費比率 18%未満の堅持	18%未満	18%未満

12　市民・団体・企業のつながりによる新しい地域社会が形成されている

（１）市民が主役の地域づくりの推進

現状と課題

●地域課題が複雑・多様化し、市民や企業・団体など個々での解決が困難な課題が増加しています。地域課題解決に向け、様々な主体の参画を促すとともに、連携に取り組みやすい環境づくりが求められています。

●人口減少や少子高齢化、高齢者の就業などによる地域活動の担い手不足や、ライフスタイルの変化による住民同士のつながりの希薄化が懸念されています。地域コミュニティの共助機能を維持・強化するため、幅広い世代が地域活動に参画するための意識醸成が求められています。

●地域が抱える課題が複雑化・複合化し、従来の行政主導型では対応しきれない場面が増加していることから、地域住民が主体的に地域課題に取り組むための仕組みを構築する必要があります。

施策の展開

共創の推進

〇地域で活動する市民、企業、ＮＰＯなど各主体が、それぞれの強みやノウハウを共有し、共創による新たな取組が生まれるよう、活動間の連携機会の創出や市民主体の取り組みの支援など、活動間の連携強化を促進します。

各世代の住民が連携し合う地域づくりの推進

〇多機能地域自治への移行をはじめとする、持続可能な地域づくりに向けた体制整備の支援に取り組みます。

〇地域活動が持続可能となるよう、地域の未来を担う人材の育成に取り組みます。

市民活動の活性化

〇地域拠点を活用した地域活動を支援し、幅広い世代の主体的な参画を図ります。

〇自治会組織で行う地域活動のＩＣＴ化を支援し、デジタルによる新しい住民のつながりや活動参加のきっかけづくりを促します。

今後５年間の主な取組

共創の推進	多様な主体の連携・交流の場の創出 市民主体のまちづくり活動の支援
各世代の住民が連携し合う地域づくりの推進	地域が自主的に取り組む課題解決への支援 地域おこし協力隊の活動促進
市民活動の活性化	連合自治会等が取り組む地域活動に対する支援 地域活動のＩＣＴ化の支援

12　市民・団体・企業のつながりによる新しい地域社会が形成されている

（２）多様性を尊重した社会の実現

現状と課題

●外国籍市民の増加と多国籍化の進展は、新たな価値の創出や地域活力の向上に繋がる一方で、言語・文化の違い、日本のルールや習慣への理解の不足によって意図せず摩擦が生じる場合があります。国籍に関わらず、一人ひとりの人権が尊重され、地域社会の一員として最大限に能力を発揮できるよう、外国籍市民、日本国籍市民、雇用事業者、行政等が連携して地域における相互理解に取り組む必要があります。

●男女共同参画社会基本法の制定以降、官民問わず、男女共同参画社会の実現を目指した様々な取組が進められてきましたが、固定的な性別役割分担意識は今なお残っています。性別に関わらず、個性と能力を発揮することができる社会の実現のため、男女平等・共同参画意識の普及・啓発を進める必要があります。

●こどもや高齢者に対する虐待、パートナーからの暴力、障がいのある人や外国人、性的指向・性自認などに対する偏見や差別などの人権問題が依然として発生しています。誰もが自分事として互いに人権を尊重した行動をとることができるよう、人権尊重意識の醸成を図る必要があります。

施策の展開

多文化共生のまちづくりの推進

〇多文化共生の意識醸成や外国籍市民への行政情報の発信などを通じて相互理解を図り、外国籍市民の地域社会への参画を促進します。

〇言葉や制度の壁を抱える外国籍市民が、ライフステージ・ライフサイクルに応じた必要な情報を入手できるよう、支援を行います。

男女平等・共同参画の推進

〇男女平等・共同参画意識の浸透を図るため、性別に関わらず家事・育児・介護等への参画・活躍を促す講座等の開催や、市ホームページや情報誌、ＳＮＳ等を活用した情報提供を通じ、市民や事業所等に対し意識啓発に取り組みます。

〇あらゆる分野で男女が平等に参画し、多様な意見が反映されるよう、各種審議会や地域活動等への女性の登用・参画を促進するとともに、参画・活躍する女性人材の発掘に努めます。

〇ＤＶ被害者を含め様々な困難を抱える女性等すべての人の人権が尊重され、安心かつ自立して暮らすことができる社会の実現に向けて、相談窓口等の周知や若者をはじめ幅広い世代への意識啓発を図るとともに、相談・支援に取り組みます。

人権尊重の社会づくり

〇人権について一人ひとりが考え、人権尊重の意識を高めることができるよう、人権教育や人権啓発活動を行います。

今後５年間の主な取組

多文化共生のまちづくりの推進	・外国籍市民への行政情報・生活情報の発信、相談対応 ・多文化共生の意識醸成 ・日本語教育の機会の提供 ・やさしい日本語の普及
男女平等・共同参画の推進	・男女平等平等推進センターにおける講座・イベントの実施 ・事業所等との連携による男女平等・共同参画の普及啓発 ・相談窓口等の周知及び幅広い世代への意識啓発 ・ＤＶ被害者を含め様々な困難を抱える女性への相談・支援
人権尊重の社会づくり	・人権尊重に関する教育・啓発活動等の推進

12　市民・団体・企業のつながりによる新しい地域社会が形成されている

（３）市民目線の行政運営

現状と課題

●市広報紙「市民と市政」、ウェブサイトや各種ＳＮＳなど、多岐に渡る情報発信媒体を活用した発信に取り組んでいます。年齢、言語、生活環境を問わない情報発信が求められています。

●市民の多様な意見を施策に反映させるため、様々な手法による広聴活動に取り組んでいます。施策の推進にあたっては、市民の声を施策に活かす広聴活動が求められています。

●効率的な行政運営や多様な市民ニーズに対応した利便性の高い行政サービスを提供するためには、デジタル人材の育成やＡＩ等の次世代技術の活用が必要です。

●県西部６市でつくる連携中枢都市圏や、高岡・氷見・小矢部市の高岡地区広域圏事務組合など、近隣自治体と連携した地域活性化や、利便性の高い行政サービスの提供に取り組んでいます。単独の自治体では解決が難しい課題にも対応するため、他都市との連携を強化していくことが求められています。

●少子高齢化に伴う扶助費の増加や労務単価の上昇によるコストの増大、人的資源の不足、公共施設の老朽化等、様々な課題に対応するための行財政改革に取り組んでいます。将来にわたって行財政運営を持続可能としていくための取組が必要です。

●公共施設の老朽化が一斉に進行する中、物価高騰や人件費高騰による影響も重なり、大規模改修・更新に多額の費用が必要となることが見込まれることから、長期的視点をもって公共施設の長寿命化や更新・統廃合等についての計画的な取組が求められています。

施策の展開

各情報発信媒体の特徴を活かした情報発信

〇本市の市政情報や魅力を市内外に届けるため、対象に応じた媒体を活用し、情報発信に取り組みます。

市民の多様な意見を施策に反映するための広聴活動

〇市民の多様な意見を施策に反映させるため、対話の機会の創出に取り組みます。

デジタル人材の育成とデジタル技術の利活用

〇市民の誰もがデジタル化の恩恵を享受できるよう、デジタルデバイド（情報格差）対策に取り組みます。

〇ＤＸを推進する人材を育成し、効率的な行政運営を行います。

〇ＡＩ等の次世代技術を活用し、利便性の高い行政サービスの提供に取り組みます。

都市間連携の推進

〇とやま呉西圏域連携中枢都市圏を中心とした各種連携事業を推進するとともに、時代の潮流や住民のニーズに応じた事業内容のブラッシュアップや、新たな連携事業の創設に取り組みます。

〇既存の連携の枠組みに留まらず、広域行政を担う県など多様なステークホルダーとの連携に取り組みます。

市民に信頼される行財政運営の推進

〇効率的で質の高い行政サービスの提供や市有財産の最適化と施設マネジメントの推進、投資的経費や市債の適正管理等を行うことで、持続可能で安定的な財政運営を確立、維持していきます。

〇公共施設の老朽化が進む中、これまでの管理手法を見直し、より効率的な手法で維持管理コストを抑制しながら長寿命化を図ります。また、施設を維持するための財源確保にも取り組んでいきます。

公共施設マネジメントの推進

〇高岡市公共施設等総合管理計画に示す施設総量の適正化、長寿命化の推進、施設の有効活用の基本方針に基づき、施設再編を進める。また、合理的な施設管理手法の検討や再編後の跡地等の有効活用に取り組みます。

今後５年間の主な取組

各情報発信媒体の特徴を活かした情報発信	・ホームページ、ＳＮＳ等複数の媒体を活用した情報発信
市民の多様な意見を施策に反映するための広聴活動	・パブリックコメントの実施 ・出前講座等による市長や市職員と住民との対話
デジタル人材の育成とデジタル技術の利活用	・デジタルデバイド解消に向けた支援 ・デジタル人材育成の推進 ・ＡＩ等デジタルツールの利活用
都市間連携の推進	・とやま呉西圏域連携中枢都市圏による連携事業の推進
市民に信頼される行財政運営の推進	・行財政改革の推進 ・公共施設の適正な管理 ・ネーミングライツ導入の推進
公共施設マネジメントの推進	・公共施設の適正な管理 ・指定管理者制度の活用 ・庁舎の整備方針の決定